

# 平成28年 第1回 石狩市下水道事業運営委員会

【公共下水道事業・使用料改定】

平成28年3月25日

# 公営企業会計の概念

## 公営企業予算

### 収益的収支

(運営関係予算)

#### 収益的収入

下水道使用料

雨水処理  
負担金等  
一般会計繰入金

その他の収入

#### 収益的支出

管渠・ポンプ場  
処理場等の  
維持管理費

企業債借入金  
利息

減価償却費

純利益

### 資本的収支

(建設及び起債償還金関係予算)

#### 資本的収入

企業債

国庫補助金

受益者負担金等

一般会計出資金

(補填財源)

#### 資本的支出

企業債元金  
償還金

建設改良費

引当金

内部留保資金

減債積立金  
利益積立金 等

# 1 使用料の基本的考え方（1）

## ① 公営企業独立採算制の原則

○地方財政法第6条

公営企業の経理は特別会計を設けて行い、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

## ② 使用料の基本原則

○地方公営企業法第21条

- 1 地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 2 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○下水道法第20条

- 1 条例で定め、使用者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
  - 一 下水の量及び水質など態様に応じて妥当であること。
  - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないこと。
  - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
  - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をしないこと。

# 1 使用料の基本的考え方（2）

## ③下水道事業における費用負担の基本的考え方

### 【公費と私費の負担区分】

- ・ **雨水処理に係る経費** = **公費**
- ・ **汚水処理に係る経費** = **私費**

ただし、汚水処理に係る経費の一部は公費負担

- ・ 水質規制事務
- ・ 水洗便所改造事務
- ・ 不明水処理事務 など

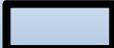
○雨水処理に係る経費は税金などで賄い、汚水処理に係る経費は使用料として使用者に負担していただくことが原則。

- ・ 「第1～5次下水道財政研究委員会提言」
- ・ 「地方公営企業繰出金について（総務省通達）」

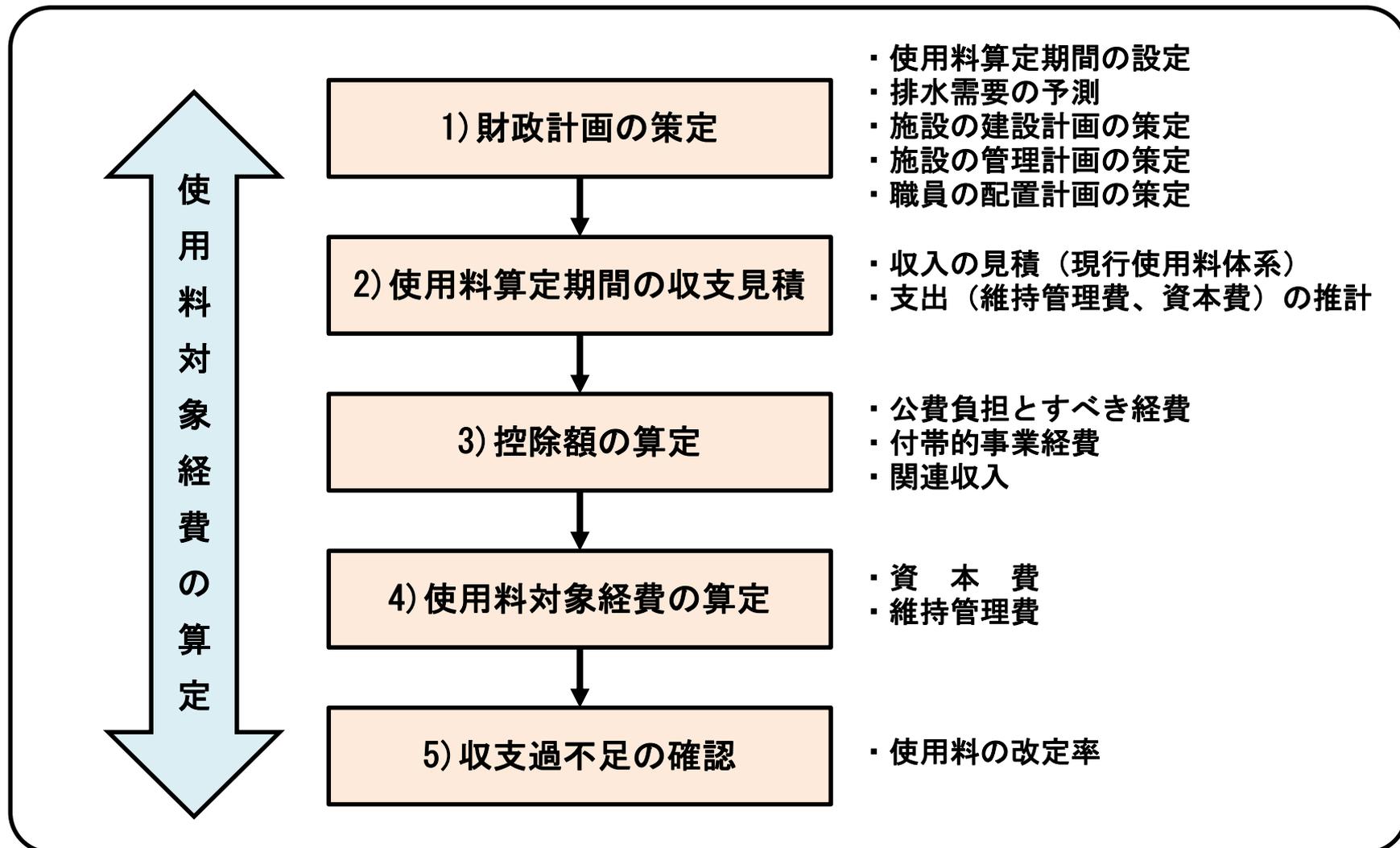
# 1 使用料の基本的考え方（3）

## ○ 公費と私費の負担区分

費用	雨水		維持管理費	汚水		資本費
	維持管理費	資本費		維持管理費	資本費	
負担	公費 (繰入金)		公費 (繰入金)	私費 (使用料)	私費 (使用料)	公費 (繰入金)

太枠  の部分が、受益者負担の原則に基づく使用料対象経費となる。

## 2 使用料算定の作業フロー



## 2-1 使用料算定期間の設定

**平成29年度から平成32年度までの  
4年間とする。**

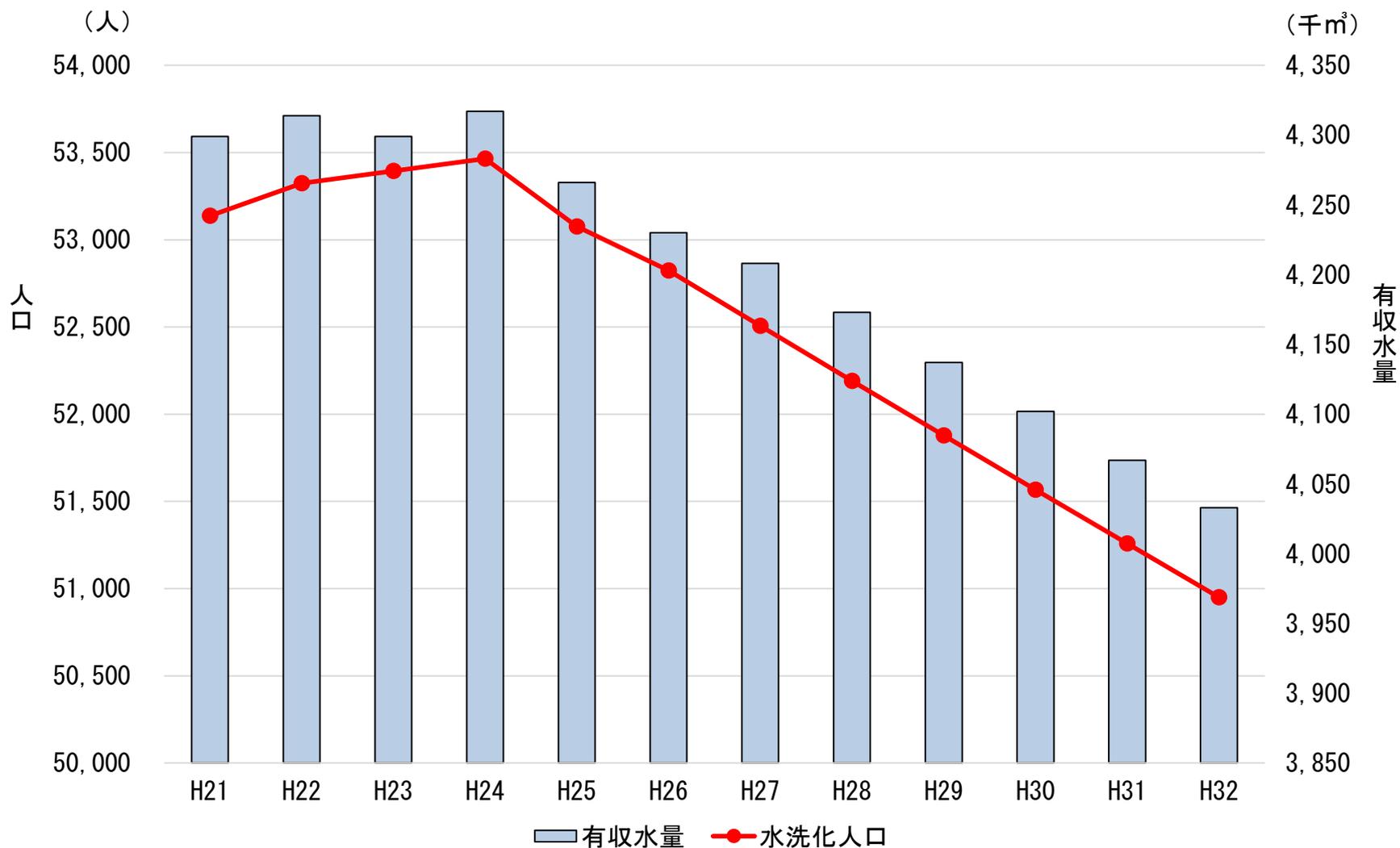
(設定理由)

- ・ 使用料算定期間は、3年から5年程度が妥当とされていること。
- ・ 本市は、過去に概ね4年ごとに見直しを行ってきたこと。

算定期間が長期間すぎると、物価変動や社会情勢の変化により、対象事業費と使用料のバランスがずれ、確実性を失う。

また、あまり短期間だと、できるだけ安定性を保つ必要がある公共料金的性格からして好ましくない。

## 2-2 排水需要の予測



## 2-3 施設の建設計画

### 建設・更新の基本的方針

- ・ 浸水に強い下水道を目指し、雨水管整備を継続して進めます。
- ・ 下水道施設の効率的な改築・更新を進めます。
- ・ 重要な幹線の耐震診断を進め、長寿命化計画と合わせて耐震対策を検討します。

#### H29～H32の整備費

○雨水管整備 400,000千円  
花川南地区

○管路長寿命化 323,700千円  
花畔污水幹線

○ポンプ場長寿命化 235,890千円  
本町ポンプ場 等

○管路耐震化調査 394,500千円

## 2-4 施設の管理計画

### 施設管理の基本的方針

- ・ 下水道管渠  
建設より40年が経過、腐食・劣化などにより陥没事故が発生する恐れがある。  
カメラ調査等を実施し、不良箇所の部分補修をします。
- ・ 下水道施設（ポンプ場・処理場）  
メーカーの推奨期間や過去の実績、設備の重要度などをもとに、  
それぞれの設備に5年～15年サイクルの修繕期間を設定します。  
例）汚水ポンプ・・・5年、バッテリー・・・15年  
設定した期間を基準とし、更に事業費の平準化などを考慮します。

#### H29～H32の修繕費

○管渠 55,640千円

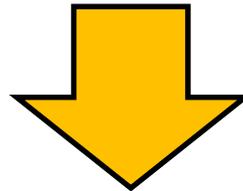
○ポンプ場 80,555千円  
市内4箇所

○処理場 47,223千円  
八幡処理場

## 2-5 職員の配置計画

石狩市定員適正化計画（H19～H23）・・・・・・目標削減率13.5%

石狩市定員適正化計画2016（H24～H28）・目標削減率 7.9%



H19→H28 19.8%減

H19→H23 13人→7人

**H19→H23で6人減  
(46.2%減)**

H24→H28 7人→7人

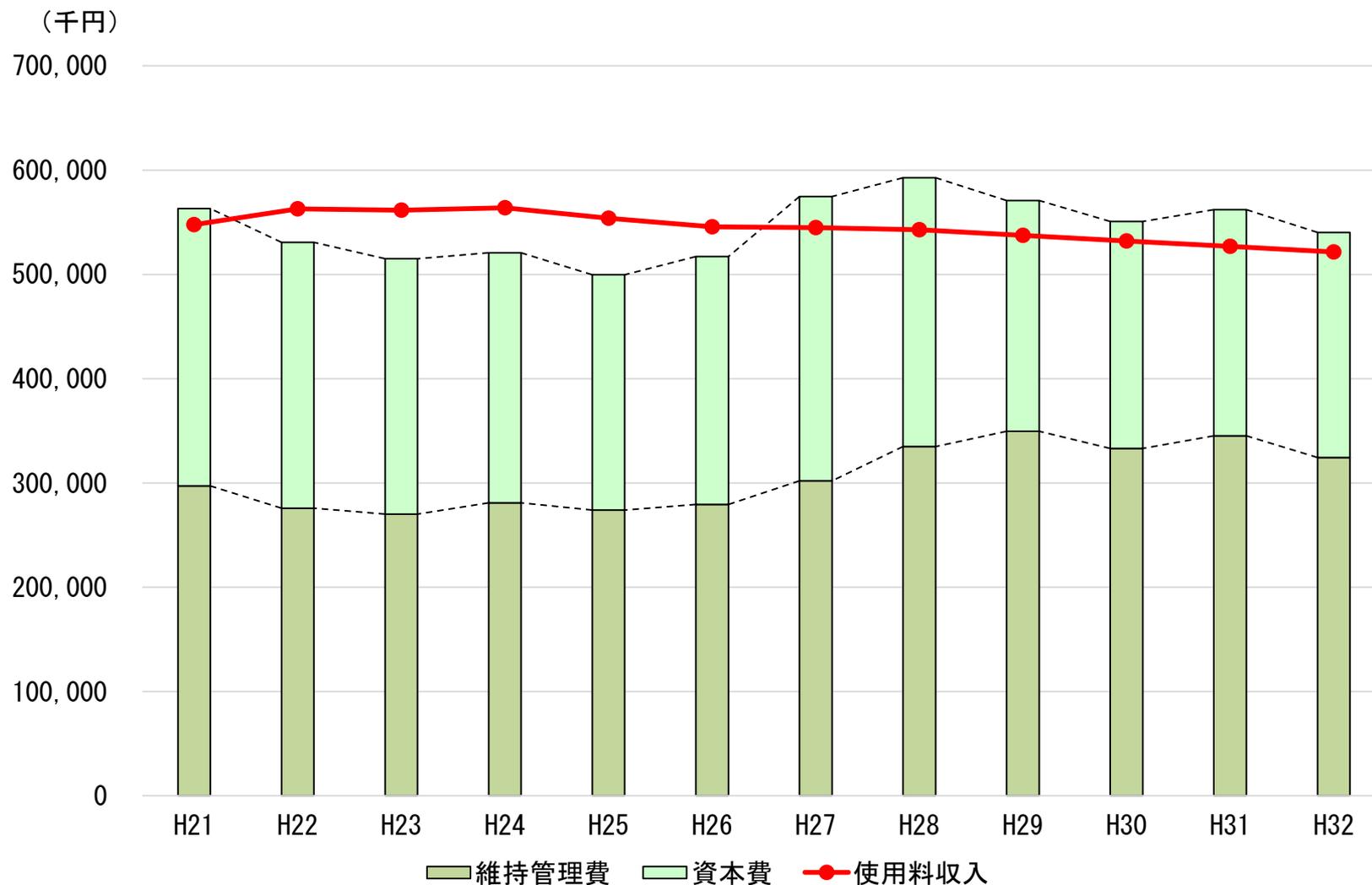
**※安定した事業運営のため、H28以降も現行体制維持**

## 2-6 経費削減の取組み

### これまでの取組みについて

- ・ 下水道全体計画の変更  
過大投資の抑制、札幌市との費用負担の見直し
  - ・ 建設事業におけるコスト縮減  
最小管径の見直し、人孔間の延伸、道路事業と合わせた施工
  - ・ 施設管理委託の一本化  
処理場3箇所、ポンプ場4箇所を3年契約
  - ・ 有収率の向上  
管路点検、修理
  - ・ 職員の削減
  - ・ 低利率の企業債へ借換
  - ・ 新電力会社の利用
- など

## 2-7 収入・支出の見積



## 2-8 利益処分の状況

(単位：千円)

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
当年度純利益 (当年度純損失)	33,358	48,326	20,558	△35,300	△52,040	△35,091	△20,443	△37,117	△20,522
当年度末累計額	64,264	80,590	61,148	24,818	△27,222	△62,313	△82,756	△119,873	△140,395
利益剰余金処分額	32,000	40,000	1,030	0	0	0	0	0	0

積立

減債積立金	62,000	102,000	103,030	103,030	77,636	31,857	0	0	0
-------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	---	---	---

取崩し

資本的収支不足額	484,354	465,801	467,864	490,058	497,983	503,071	513,018	519,512	527,957
内部留保資金等	484,354	465,801	467,864	490,058	472,589	457,292	480,212	471,367	491,275
減債積立金					25,394	45,779	31,857		
不足額							949	48,145	36,682

使用料改定による増収にて解消可能

## 2-9 使用料対象経費（1）

### ○ H29～H32対象経費

（税抜き、単位：千円）

支出	雨水 884,661		汚水 3,249,311			
	維持管理費 44,577	資本費 840,084	維持管理費 1,464,171		資本費 1,785,140	
収入	繰入金 884,661		手数料等 5,200	繰入金 106,234	必要となる使用料 2,223,814	繰入金 914,063



## 2-9 使用料対象経費（2）

### H29～H32対象経費

（税抜き、単位：千円）

支出	雨水 884,661		汚水 3,249,311				
	維持管理費 44,577	資本費 840,084	維持管理費 1,464,171		資本費 1,785,140		
収入	繰入金 884,661		手数料等 5,200	繰入金 106,234	使用料 2,117,936	不足額 105,878	繰入金 914,063

### 累積欠損金

H28年度末 未処理欠損金  
27,222

不足額  
133,100

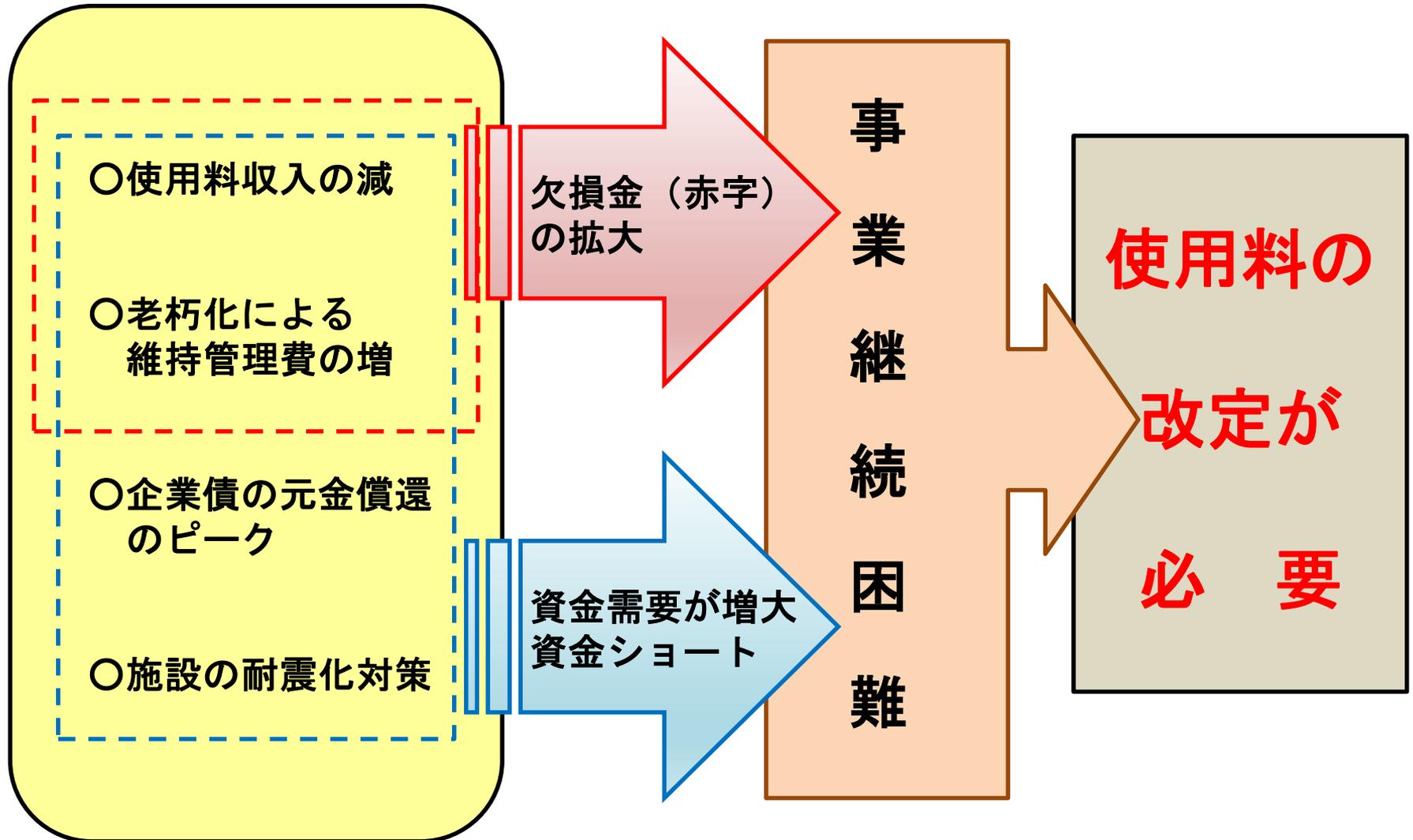
## 2-10 資金残高の推移

(税抜き、単位：千円)

年度 区分	H28	H29	H30	H31	H32
増減額	△63,035	△43,245	△36,784	△48,228	△31,763
資金残高	82,191	38,946	2,162	<b>△46,066</b>	<b>△77,829</b>

**H31年度に資金ショートとなる**

## 2-1-1 使用料改定の必要性



## 2-12 使用料の改定率

(税抜き、単位：千円)

年度 区分	H28	H29	H30	H31	H32	着色部計
使用料収入		537,493	532,118	526,796	521,529	2,117,936
使用料 対象経費		570,761	550,737	562,089	540,227	
不足額	△27,221 未処理欠損金	△33,268	△18,619	△35,293	△18,698	△133,099

・ **平均改定率** = (H28～H32の不足額) / (H29～H32の使用料収入)

= 133,100千円 / 2,117,936千円 = 6.28%



**6.28%の値上げが必要**

## 2-13 使用料体系改定案

(税抜き)

汚水量		現行	改定案 (現行+6.28%)	改定率	
公衆浴場以外の施設	基本汚水量	10m <sup>3</sup> までの部分	1,054円	1,120円 (1,120.2円)	6.26%
	超過汚水量	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	129円	137円 (137.1円)	6.20%
		30m <sup>3</sup> を超える部分	188円	200円 (199.8円)	6.38%
公衆浴場	1 m <sup>3</sup> につき		55円	58円 (58.5円)	5.45%

## 2-14 使用水量別の使用料比較

(税抜き)

使用量 m <sup>3</sup> /月	現行料金 円/月	改定料金 円/月	増加額 円/月	改定率 %
0	1,054	1,120	66	6.26%
10	1,054	1,120	66	6.26%
15	1,699	1,805	106	6.24%
20	2,344	2,490	146	6.23%
25	2,989	3,175	186	6.22%
30	3,634	3,860	226	6.22%
40	5,514	5,860	346	6.27%
50	7,394	7,860	466	6.30%
100	16,794	17,860	1,066	6.35%

## 2-15 平成26年度使用料と改定案の比較

(税抜き)

水量区分 m <sup>3</sup> /月	調定件数 件/年	有収水量 m <sup>3</sup> /年	現行料金 円	改定料金 円	増加額	改定率
0～10	84,370	524,814	88,659,318	94,211,040	5,551,722	6.26%
11～30	148,624	2,622,270	303,184,918	322,081,550	18,896,632	6.23%
31～	13,676	956,327	151,564,765	161,156,256	9,591,491	6.33%
その他	11	36,274	1,995,070	2,103,892	108,822	5.45%
合計	246,681	4,139,685	545,404,071	579,552,738	34,148,667	6.26%

### 3 特環・個排事業に係る使用料について

合併

- ・ 旧厚田村から事業引継ぎ
- ・ 合併後10年を目処に使用料統一などを検討

使用料  
統一

- ・ 公共下水道の約1.5倍の使用料
- ・ 市民負担の公平性を図る

平成25年度より公共下水道事業と使用料を統一

今回の改定においても同様に改定する

## 4 今後のスケジュール

